

## 平成30年第1回定例会（2月議会）

### 建設部 提出資料（2月23日）

#### 建設委員会

##### 【議案関係】

- 都市計画課 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について・・・ 1
  
- 河川砂防課 秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例の一部を  
改正する条例案について・・・ 3
  
- 建築住宅課 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について・・・ 5
  
- 建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例及び  
秋田県建築基準条例の一部を改正する条例案について・・・ 9
  
- 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正  
する条例案について・・・ 13

# 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について

平成30年2月23日  
都市計画課

## 1 改正理由

「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第26号）により、都市計画法における用途地域として、新たに「田園住居地域<sup>\*</sup>」が創設され、平成29年12月に屋外広告物条例ガイドライン(案)においてその取扱いが示されたことから、広告物の表示等を禁止する地域を改める必要がある。

### ※ 田園住居地域

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域

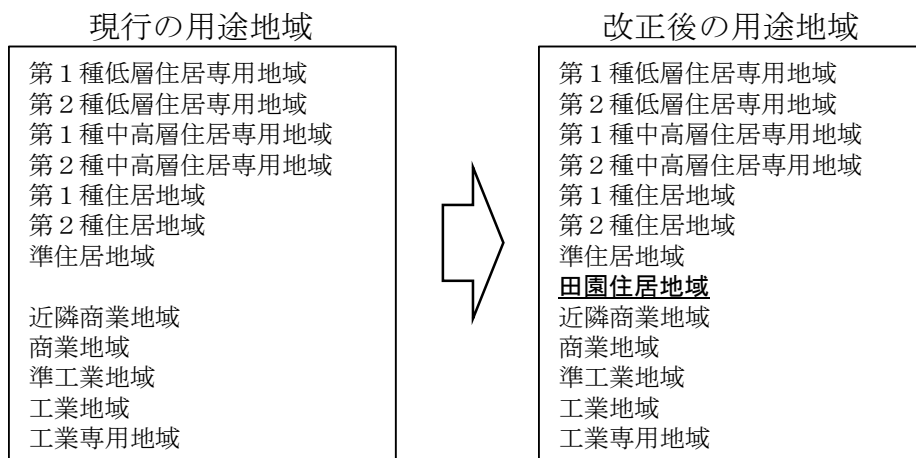
## 2 改正内容

広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する地域に「田園住居地域」を加える。

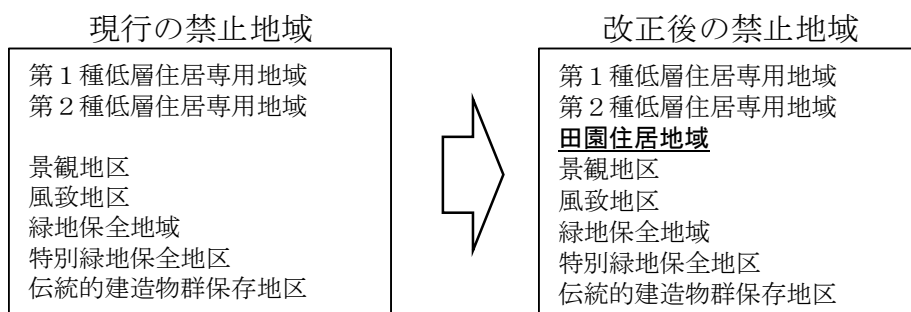
## 3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 【参考】 [都市計画法の用途地域の改正内容]



### [秋田県屋外広告物条例における禁止地域のうち都市計画法に係る改正内容]



秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>禁止地域等)</p> <p>第三條 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二章の既定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区 知事が指定する区域を除く。）</p> <p>一の二〇十六 略</p> <p>2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一〇三 略</p> <p>四 信号機、道路標識、道路元標及び里程標並びに道路上の柵及び駒止め</p> <p>五 略</p> <p>六 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら</p> <p>七〇十二 略</p> <p>3 電柱、街灯柱その他電柱の類 前項第五号に掲げるものを除く。）には、貼紙、貼札（これに類する広告物を含む。以下同じ。）、広告旗（これを支える台を含む。以下同じ。）又は立看板（これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）を含む。以下同じ。）を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>4 略</p>	<p>禁止地域等)</p> <p>第三條 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二章の既定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区 知事が指定する区域を除く。）</p> <p>一の二〇十六 略</p> <p>2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一〇三 略</p> <p>四 信号機、道路標識、道路元標及び里程標並びに道路上のさく及び駒止め</p> <p>五 略</p> <p>六 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら</p> <p>七〇十二 略</p> <p>3 電柱、街灯柱その他電柱の類 前項第五号に掲げるものを除く。）には、はり紙、はり札（これに類する広告物を含む。以下同じ。）、広告旗（これを支える台を含む。以下同じ。）又は立看板（これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）を含む。以下同じ。）を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>4 略</p>

# 秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例 の一部を改正する条例案について

平成30年2月23日  
河川砂防課

## 1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号）の施行に鑑み、砂利採取場の区域が河川区域等の区域外にある場合における砂利の採取計画の認可の申請等に係る手数料について、その額を引き下げる必要がある。

## 2 改正内容

河川区域等の区域外における砂利の採取計画の認可の申請に係る手数料の額を33,900円（現行37,700円）に、同計画の変更認可の申請（河川管理者に対して行うものを除く。）に係る手数料の額を15,000円（現行17,000円）に、それぞれ引き下げることとする。（第2条関係）

なお、河川区域等の区域内における砂利の採取計画の認可の申請等については、秋田県標準事務関係手数料徴収条例に規定されており、総務部にて同様の条例案を提案している。

採取場所の区分	河川区域等の区域内（総務部所管）	河川区域等の区域外（建設部所管）
地方自治法上の位置付け	標準事務 <sup>※</sup> に該当する	標準事務に該当しない
手数料の根拠規定	標準事務関係手数料徴収条例	砂利採取業者登録等手数料徴収条例
手数料額 （現行）	認可 1件につき37,700円 変更認可 1件につき17,000円	認可 1件につき37,700円 変更認可 1件につき17,000円

※ 手数料額について、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で指定された事務。

改正

手数料額 （改正案）	認可 1件につき33,900円 変更認可 1件につき15,000円	認可 1件につき33,900円 変更認可 1件につき15,000円
---------------	--------------------------------------	--------------------------------------

## 3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 【砂利の採取計画の認可】

砂利採取法の規定により、砂利採取業者は採取場ごとに採取計画を定め、当該採取場の所在地を管轄する都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。

県（河川管理者としての県を含む）は、当該認可申請時に申請業者から手数料を徴収している。

秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第十六条の規定による砂利採取計画の認可の申請（河川管理者に対して行うものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">一件につき <u>三万三千九百円</u></p> <p>五 法第二十条第一項の規定による砂利採取計画の変更認可の申請（河川管理者に対して行うものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">一件につき <u>一万五千元</u></p>	<p>手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第十六条の規定による砂利採取計画の認可の申請（河川管理者に対して行うものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">一件につき <u>三万七千七百円</u></p> <p>五 法第二十条第一項の規定による砂利採取計画の変更認可の申請（河川管理者に対して行うものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">一件につき <u>一万七千元</u></p>

# 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について

平成30年2月23日  
建築住宅課

## 1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成29年法律第25号)による「公営住宅法」(昭和26年法律第193号)の一部改正により、一定の普通県営住宅の入居者について、収入の申告を要しないで家賃を決定できるよう所定の規定を整備する必要がある。

## 2 改正内容

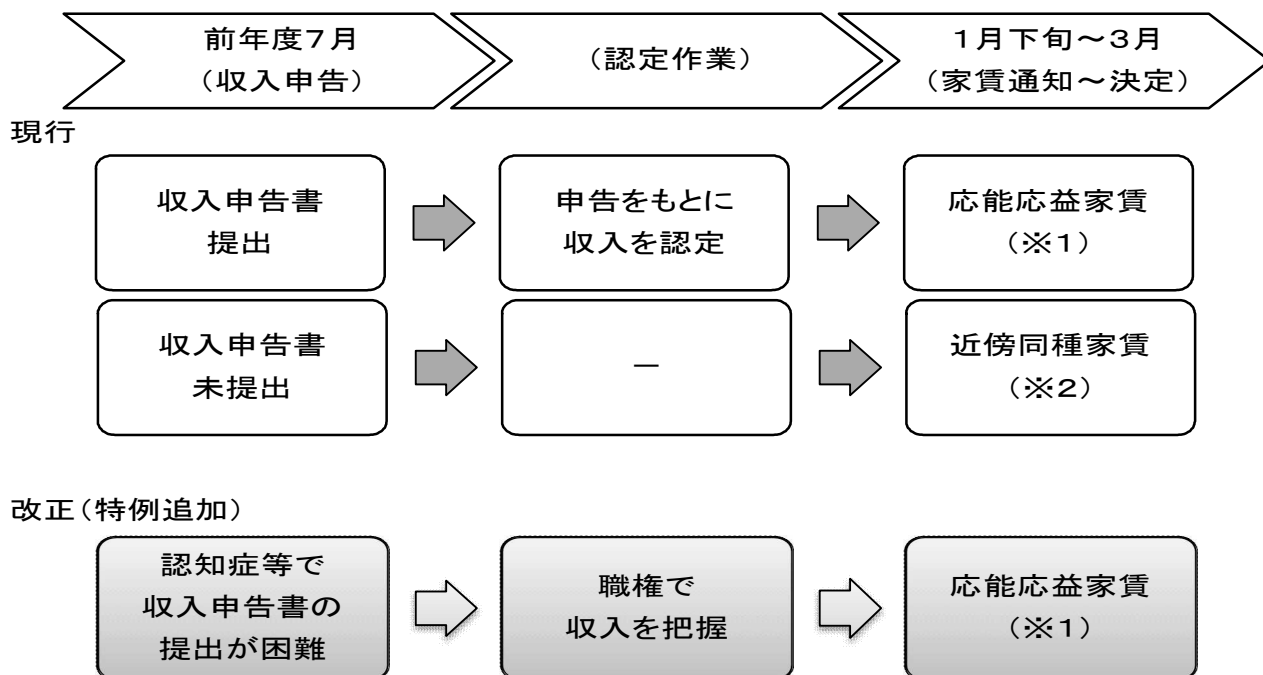
認知症、知的障害者、精神障害者等である普通県営住宅の入居者が収入の申告をすること及び収入状況の報告に応じることが困難な事情にある場合は、当該入居者の雇主等に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧等させることを求める方法により把握した収入に基づき、家賃を決定することができることとする。

(第21条の2関係)

## 3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

### 【参考】 家賃決定の流れ



※1 応能応益家賃：世帯の収入と住宅の規模や立地等に応じた家賃

※2 近傍同種家賃：近傍同種の民間賃貸住宅と同等の家賃

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>略</p> <p>第三章 家賃及び敷金</p> <p>    第二節 普通県営住宅の家賃 第二十条―第二十一条の二)</p> <p>    第二節～第五節 略</p> <p>略</p> <p>    家賃の決定)</p> <p>第二十条 普通県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第二項の規定により認定された収入 同条第三項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第三十四条及び第三十八条において同じ。)に基づき、令第二条第一項に規定する算定方法により算出した額とする。ただし、入居者からの次条第一項の規定による申告がない場合において、第四十六条第一項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、普通県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該普通県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>    入居者の収入の申告)</p> <p>第二十一条 普通県営住宅の入居者は、毎年七月末日までに、知事に対し、公営住宅法施行規則 昭和二十六年建設省令第十九号。以下 省令」という。) 第七条に規定する方法により法第十六条第一項に規定する収入の申告 以下 申告」という。) をしなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>目次</p> <p>略</p> <p>第三章 家賃及び敷金</p> <p>    第二節 普通県営住宅の家賃 第二十条・第二十一条 )</p> <p>    第二節～第五節 略</p> <p>略</p> <p>    家賃の決定)</p> <p>第二十条 普通県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第二項の規定により認定された収入 同条第三項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第三十四条及び第三十八条において同じ。)に基づき、令第二条 第一項 に規定する算定方法により算出した額とする。ただし、入居者からの次条第一項の規定による申告がない場合において、第四十六条第一項の規定による請求を行ったにもかかわらず、普通県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該普通県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>    入居者の収入の申告)</p> <p>第二十一条 普通県営住宅の入居者は、毎年七月末日までに、知事に対し、公営住宅法施行規則 昭和二十六年建設省令第十九号。以下 省令」という。) 第七条に規定する方法により法第十六条第一項に規定する収入の申告 次項において 申告」という。) をしなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

家賃の決定の特例)

第二十一条の二 知事は、普通県営住宅の入居者（省令第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。次項において同じ。）が申告をすること及び第四十六条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第二十条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該入居者の普通県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第九条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、令第二条第一項に規定する算定方法により算出した額とすることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合における入居者の収入について準用する。

普通県営住宅の収入超過者及び高額所得者の認定

第三十四条 知事は、普通県営住宅の入居者が当該普通県営住宅に引き続き三年以上入居している場合において、当該入居者の第二十一条第二項（第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定された収入が第七条第二号に定める金額を超えるときは、当該入居者（次項の規定による認定を受ける者を除く。以下この項において同じ。）を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知しなければならない。

2 略

普通県営住宅収入超過者の家賃

第三十八条 普通県営住宅収入超過者の当該普通県営住宅の毎月の家賃は、第二十条第一項及び第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、毎年度、第二十一条第二項の規定により認定された収入に基づき、令第八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する算定方法により算出した額とする。

高額所得者の家賃等

第四十一条 高額所得者が当該普通県営住宅に引き続き入居してい

普通県営住宅の収入超過者及び高額所得者の認定

第三十四条 知事は、普通県営住宅の入居者が当該普通県営住宅に引き続き三年以上入居している場合において、当該入居者の第二十一条第二項（第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定された収入が第七条第二号に定める金額を超えるときは、当該入居者（次項の規定による認定を受ける者を除く。以下この項において同じ。）を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知しなければならない。

2 略

普通県営住宅収入超過者の家賃

第三十八条 普通県営住宅収入超過者の当該普通県営住宅の毎月の家賃は、第二十条第一項（第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、毎年度、第二十一条第二項の規定により認定された収入に基づき、令第八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する算定方法により算出した額とする。

高額所得者の家賃等

第四十一条 高額所得者が当該普通県営住宅に引き続き入居してい



るときは、当該普通県営住宅の毎月の家賃は、第二十条第一項及び第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、第二十条第三項の規定による近傍同種の住宅の家賃の額（以下「近傍同種の住宅の家賃の額」という。）とする。

2）4 略

（普通県営住宅建替事業等に係る家賃の特例）

第四十四条 知事は、前条第一項の申出をした者を新たに整備された普通県営住宅に入居させる場合及び法第四十四条第三項の規定による普通県営住宅の用途の廃止による普通県営住宅の除却に伴い当該普通県営住宅の入居者を他の普通県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通県営住宅の家賃が従前の普通県営住宅の最終の家賃を超えることとなったときは、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第三十八条又は第四十一条第一項の規定にかかわらず、令第十二条の規定に基づき当該入居者の家賃を減額するものとする。

（収入状況の報告の請求等）

第四十六条 知事は、普通県営住宅について第二十条第一項、第二十一条の二第一項若しくは第三十八条の規定による家賃の決定、第二十九条、第三十条第四項又は第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は第四十条第一項の規定による明渡しの請求に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 略

るときは、当該普通県営住宅の毎月の家賃は、第二十条第一項の規定にかかわらず、同条第三項の規定による近傍同種の住宅の家賃の額（以下「近傍同種の住宅の家賃の額」という。）とする。

2）4 略

（普通県営住宅建替事業等に係る家賃の特例）

第四十四条 知事は、前条第一項の申出をした者を新たに整備された普通県営住宅に入居させる場合及び法第四十四条第三項の規定による普通県営住宅の用途の廃止による普通県営住宅の除却に伴い当該普通県営住宅の入居者を他の普通県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通県営住宅の家賃が従前の普通県営住宅の最終の家賃を超えることとなったときは、第二十条第一項、第三十八条又は第四十一条第一項の規定にかかわらず、令第十二条の規定に基づき当該入居者の家賃を減額するものとする。

（収入状況の報告の請求等）

第四十六条 知事は、普通県営住宅について第二十条第一項若しくは第三十八条の規定による家賃の決定、第二十九条、第三十条第四項又は第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は第四十条第一項の規定による明渡しの請求に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 略

# 建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例及び 秋田県建築基準条例の一部を改正する条例案について

平成30年2月23日  
建築住宅課

## 1 改正理由

「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第26号）により、都市計画法における用途地域として、新たに「田園住居地域」が創設されたことから、所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 改正内容

(1) 「建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例」の一部を改正

建築物の設計又は工事監理の制限に関する特例を適用する区域に「田園住居地域」を加えることとする。(第2号関係)

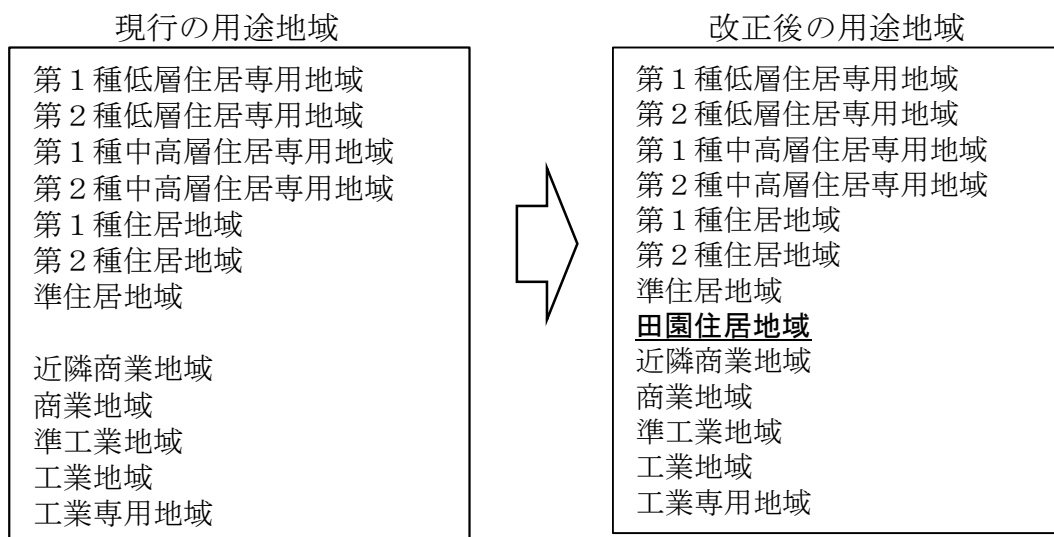
(2) 「秋田県建築基準条例」の一部を改正

日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として条例で指定する区域に「田園住居地域」を加えることとする。(第13条関係)

## 3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

### 【参考】



建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例及び秋田県建築基準条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例の一部改正 第一条による改正)

新	旧
<p>建築士法第三条の二第三項 同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第三条の二第二項第二号及び第三条の三第二項の延べ面積の特例を次のとおり定める。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法 昭和二十五年法律第二百一号)第二条第二十一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域内においては、延べ面積が五十平方メートルを超えるもの</p>	<p>建築士法第三条の二第三項 同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第三条の二第二項第二号及び第三条の三第二項の延べ面積の特例を次の各号のとおり定める。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法 昭和二十五年法律第二百一号)第二条第二十一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域内においては、延べ面積が五十平方メートルを超えるもの</p>

新	旧																										
<p>日影による中高層の建築物の高さの制限)</p> <p>第十三条 法第五十六条の二第二項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として条例で指定する区域は次の表の上欄に掲げる地域又は区域のうち都市計画において又は特定行政庁によつて容積率 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)が同表の中欄に掲げる割合に定められている区域とし、同項の規定により法別表第四の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定するものは四メートルとし、同条第一項の規定により同表の四の項イ又はロのうちから条例で指定するものは同項イ 次の表において単に「オ」という。)及びロ 次の表において単に「ロ」という。)とし、同条第二項の規定によりそれぞれの区域において生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は次の表の中欄の区分に応じ同表の下欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" data-bbox="280 865 1075 1318"> <thead> <tr> <th>上</th> <th>中</th> <th>下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域又は田園住居地域</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	上	中	下	第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域又は田園住居地域	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>日影による中高層の建築物の高さの制限)</p> <p>第十三条 法第五十六条の二第二項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として条例で指定する区域は次の表の上欄に掲げる地域又は区域のうち都市計画において又は特定行政庁によつて容積率 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)が同表の中欄に掲げる割合に定められている区域とし、同項の規定により法別表第四の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定するものは四メートルとし、同条第一項の規定により同表の四の項イ又はロのうちから条例で指定するものは同項イ 次の表において単に「オ」という。)及びロ 次の表において単に「ロ」という。)とし、同条第二項の規定によりそれぞれの区域において生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は次の表の中欄の区分に応じ同表の下欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 865 1948 1318"> <thead> <tr> <th>上</th> <th>中</th> <th>下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住居専用地域又は第一種低層住居専用地域</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	上	中	下	第一種低層住居専用地域又は第一種低層住居専用地域	略	略	略	略	略	略	略	略	略
上	中	下																									
第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域又は田園住居地域	略	略																									
	略	略																									
	略	略																									
略	略	略																									
上	中	下																									
第一種低層住居専用地域又は第一種低層住居専用地域	略	略																									
	略	略																									
	略	略																									
略	略	略																									



# 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の 一部を改正する条例案について

平成30年2月23日  
建 築 住 宅 課

## 1 改正理由

「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」(平成28年法律第56号)の施行により建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付を受けようとする者等から手数料を徴収するとともに、「都市緑地法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第26号)による建築基準法の一部改正により同法第48条第8項ただし書の規定による「田園住居地域」内における建築の許可を受けようとする者等から手数料を徴収する必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 建築基準法第12条第8項に規定する建築物台帳の記載事項(建築確認年月日・番号、建築場所等)を証する書面の交付を受けようとする者から、申請1件につき400円の手数料を徴収することとする。(別表関係)
- (2) 「田園住居地域」内に建築を制限される建築物を建築しようとする者から、申請1件につき18万円の手数料を徴収することとする。(別表関係)
- (3) その他、「秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例」(平成21年秋田県条例第34号)、「秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例」(平成24年秋田県条例第89号)及び「秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例」(平成28年秋田県条例第35号)において引用している当該条例の条項を改めることとする。

## 3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表 第二条関係)		別表 第二条関係)	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
一～四	略	一～四	略
五 法第十二条第八項 法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付の申請	四百円		
六～十	略	五～九	略
十一 法第四十八条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書、第十四項ただし書又は第十四項ただし書 これらの規定を法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による用途地域等における建築等の許可の申請	十八万円	十 法第四十八条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十三項ただし書 これらの規定を法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による用途地域等における建築等の許可の申請	十八万円
十二～五十五	略	十一～五十四	略
備考 一・二 略		備考 一・二 略	

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正 附則第二項第一号による改正)

新	旧
<p>別表 第二(条関係) 表 略)</p> <p>備考 一 三 略</p> <p>四 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十九の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>五 略</p>	<p>別表 第二(条関係) 表 略)</p> <p>備考 一 三 略</p> <p>四 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十八の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>五 略</p>

<p>三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表四十九の項に定める額を加算した額とする。</p>
<p>四 略</p>
<p>五 この表二の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表五十の項に定める額を加算した額とする。</p>
<p>七 略</p>
<p>七 この表四十八の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。</p>
<p>イ 二 略</p>

<p>三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表四十八の項に定める額を加算した額とする。</p>
<p>四 略</p>
<p>五 この表二の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表四十九の項に定める額を加算した額とする。</p>
<p>七 略</p>
<p>七 この表四十七の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。</p>
<p>イ 二 略</p>



秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正 (附則第二項第二号による改正)

新	旧
<p>手数料の徴収)                      第二條 略                      2 略                      3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて当該建築物が建築基準法第六條第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七條の二において準用する同法第六條第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十九の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。</p>	<p>手数料の徴収)                      第二條 略                      2 略                      3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて当該建築物が建築基準法第六條第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七條の二において準用する同法第六條第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十八の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。</p>

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部改正 (附則第二項第三号による改正)

新	旧
<p>手数料の額)                      第二條 略                      2 4 略                      5 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、前項の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七條の二において準用する同法第六條第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十九の項に定める額を加算した額とする。                      6 略</p>	<p>手数料の額)                      第二條 略                      2 4 略                      5 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、前項の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七條の二において準用する同法第六條第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十八の項に定める額を加算した額とする。                      6 略</p>